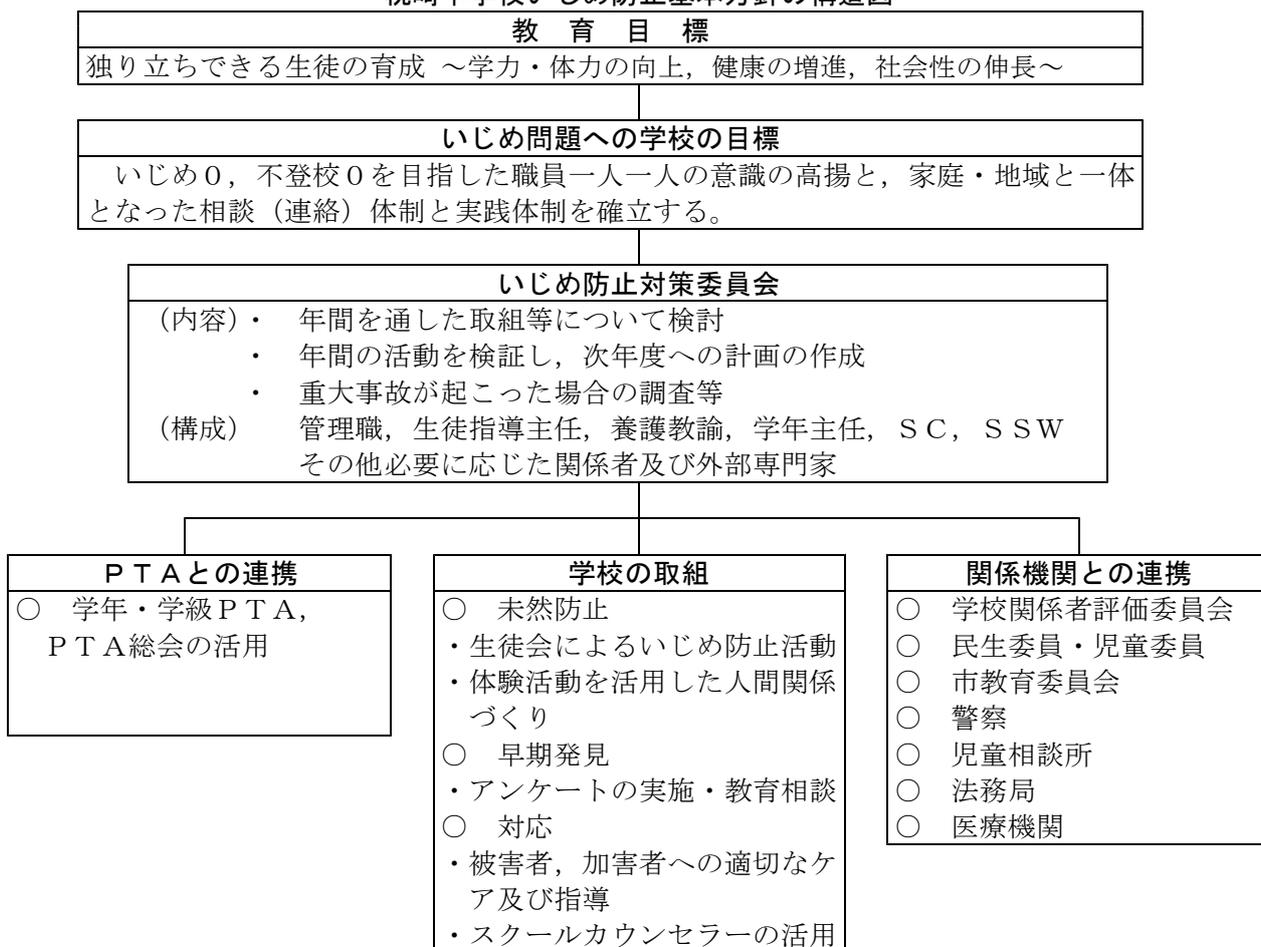


枕崎中学校いじめ防止基本方針の構造図



【年間計画】

月	生徒関係	職員関係	検証関係
4	・いじめ問題を考える週間 ・生徒総会 ・情報モラル教室	・生徒理解 ・特別支援（共通理解） ・危機管理対応	
5	・いじめ防止標語募集 ・教育相談 ・いじめアンケートの実施	・生徒理解（不登校，問題行動，特別支援） ・第1回学校たのしいーと	・教育相談のまとめ
6			
7	・いじめアンケートの実施		・学期の取組の総括
9	・いじめ問題を考える週間 ・いじめアンケートの実施	・カウンセリング，ストレスマネジメント不登校対策 ・生徒理解（不登校，問題行動，特別支援）	・次学期に向けての取組確認
10			
11	・いじめアンケートの実施	・第2回学校たのしいーと	
12	・教育相談		・学期の取組の総括 ・教育相談のまとめ
1	・いじめアンケートの実施	・生徒理解 ・人権同和教育	・次学期に向けての取組確認
2	・教育相談	・第3回学校たのしいーと	・教育相談のまとめ
3	・いじめアンケートの実施		・学期の取組の総括 ・年間の総括 ・年間の活動計画の検討

\* 生徒関係で，2ヶ月に1回のいじめに関するアンケートを実施。

\* 職員関係で，毎週1回「生徒指導部会の日」を設定。

# 枕崎市立枕崎中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめが、全ての生徒に関係する問題であることを全職員で共有し、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として取り組んでいく。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組む。

一方で、生徒は学校生活における様々な人間関係の問題に直面しながら、個人として、あるいは集団としての関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心情と、集団としての問題解決ができる力を育てていきたい。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 3 いじめの未然防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

#### ア 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない。いじめは犯罪である。」ことを、生徒に理解させる。
- ・ 生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を、授業・学級活動・生徒指導において図る。

#### イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

#### ウ 体験教育の充実

- ・ 生徒が、「職場体験学習」の授業を通して、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる。
- ・ ボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動に取り入れる。特に「職場体験学習」では体験して感じたこと、考えたことを他者に伝える活動となるように指導を行う。

#### エ コミュニケーション活動を重視した授業の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる（様々な交流活動、小中連携など）。
- ・ 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動となるようにする（額に汗を流す活動、体育大会等）

#### オ 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 授業参観や保護者懇談会の開催、HP、学校・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ 携帯、インターネットによるいじめについてP T Aや「枕崎中学校情報モラル教室」等を通じて保護者に広く啓発して、家庭での話合いや指導を依頼する。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見に努め、いじめの早期解決を図る。いじめが発見された場合は、教育委員会へ速やかに報告する（第一報）。

### ア 日々の観察

- ・ 教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・ いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりを行う。

### イ 観察の視点

- ・ 生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・ 担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める（「生徒指導部会の日」に情報共有を行う）。
- ・ 気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

### ウ 生活の記録の活用

- ・ 生活の記録を活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### エ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・ 教職員と生徒の信頼関係を形成する。
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 定期的にアンケートを実施し、必要に応じて教育相談を実施する。

### オ いじめ実態調査アンケート

- ・ アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、少なくとも2ヶ月に1回以上実施する。（いじめ問題を考える日）
- ・ 記名、無記名、持ち帰り等、生徒の実情に応じた方法に配慮する。

## (3) いじめへの対処

### ア 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの生徒から、個々に聴き取り、記録する。
- ・ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。（週1回の「生徒指導部会の日」）

### イ 指導体制、方針決定

- ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。管理職や生徒指導担当、養護教諭、学級担任による生徒指導部会を構成する。部活動指導に関わる教職員から、「生徒理解の日」に部活動における人間関係等について情報を集める。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見に当たって関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

### ウ 生徒への指導・支援

- ・ 学級担任、副担任、教育相談係、養護教諭が連携して、いじめられた生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

### エ いじめられた生徒の保護者へ対する支援

- ・ いじめを行った生徒をいじめを受けた生徒が学習する教室とは別の教室で学習させるなど、いじめの実態等に応じて、いじめを受けた生徒が安心して学習できるように配慮する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた場合、警察署に連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

### オ 保護者との連携

- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。（PTA役員会・学級PTA・PTA総会）
- ・ インターネットによるいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・ 授業参観日や保護者懇談会などを通じて、保護者との連携を深める。

- ・ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者の間で争いが起きることのないように、いじめに係る情報の共有については実態に応じて細心の注意を払う。

#### カ 今後の対応

- ・ 継続的に指導支援を行う。
- ・ カウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。（市教育委員会へのカウンセラーの派遣要請）
- ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

#### (4) 教職員の資質向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるためには、教員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方について、理解を深める（職員研修；「危機管理対応について」「生徒理解」）。

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の研修の機会を充実させることや、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させることも検討していく。

##### ○ 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・ 生徒理解に関する研修を各学期1回実施し、指導・援助の在り方についても研修する。
- ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

#### (5) 地域や家庭、関係機関との連携

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進するために、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する場を設ける。（「PTA四役会」「枕中を語る会」等）

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、日頃から十分な連携を図り、気づいたことは小さなことでも連絡してくれるように依頼しておく。（PTA総会、家庭訪問等）

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や県と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておく。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

#### 4 いじめの防止等の対策のための組織

枕崎中学校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。（参考；「5 枕崎中学校いじめ防止基本方針の構造図」）

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が奉加しながら対応することにより、より策効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。